

法人会 NEWS

平成28年10月31日発行

第78号

2015 豊穣の秋 たわわに実る柿

目次

- P. 1 豊穣の秋 たわわに実る柿
- P. 2~3 マイナンバー制度 本人確認方法の具体例
- P. 4 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 5 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 6~7 会員企業リレー、法人会トピックス
- P. 8 法人会事務所移転のお知らせ

e-Tax
電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

*納税用ダイレクト納付料金の徴収の対象となります。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。



e-Taxを利用して所得税の申告をする（こんなメリットが！）

添付書類の提出省略

選付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イークックス 楽天

マイナンバー

度

本人確認方法の 具体例

国税分野における

国税関係手続において個人番号（マイナンバー）を取り扱うこととなる民間事業者の方が、番号法等の規定に基づき、顧客や従業員の方から個人番号の提供を受ける際の本人確認の実施方法などについての具体例を「紹介します。

例1 対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認

【ケース①】 事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、マイナンバーカード（個人番号カード）の提示を受ける方法。

（コピー）を保管することは義務付けられています。なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

郵送で個人番号の提供を受ける場合には、マイナンバーカードの写し（コピー）の添付を受けること

とで、本人確認を行います。

※ マイナンバーカードの表面については、専用のカードケースに入れた状態（識器提供意

思表示等を見えないようとした状態）でコピーしても差し支えありません。マイナンバー

所又は生年月日）及び顔写真で身元（実在）確認を行います。カードについて、写し

（コピーパー）を保管することは義務付けられています。なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

郵送で個人番号の提供を受ける場合には、マイナンバーカードの写し（コピー）の添付を受けること

とで、本人確認を行います。

※ マイナンバーカード

の表面については、専用のカードケースに入れた状態（識器提供意

思表示等を見えないよ

うにした状態）でコピーしても差し支えありません。マイナンバー

カードの裏面について、写し

【ケース②】 事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元（実在）確認書類として運転免許証などの写真表示のある書類の提示を受けた通知カード

【ケース③】 事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元（実在）確認書類として写真表示のない書類の提示を受けた通知カード

は、カードケースに入れた状態では個人番号が見えないことから、必ずカードケースから出してコピーする必要があります。

年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は国税庁告示1（写真付き学生証や写真付き資格証明書など）で定めるもの

提示を受けた通知カード

や運転免許証について、

写しを保管することは義

務付けられていません。

なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があ

ります。

なお、通知カードは身

元（実在）確認書類とし

ては使用できません。

2つ以上の提示を受ける必要があります。

国民健康保険、健康保険、

船員保険、後期高齢者被

保険者証、健康保険日雇

特例被保険者手帳、国家

公務員共済組合若しくは

地方公務員共済組合の組

合員証、私立学校教職員

共済制度の加入者証、国

民年金手帳、児童扶養手

当証書、特別児童扶養手

当証書又は国税庁告示2

で定めるもの

提示を受けた通知カード

や健康保険の被保険者証

などについて、写しを保

管することは義務付けら

れていません。

なお、写しを保管する

場合には、安全管理措置

を適切に講ずる必要があ

ります。

申請書に記載された内容について、マイナンバー

カードの裏面に記載された個人番号により番号確認、表面に記載された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）及び顔写真で身元（実在）確認を行います。

（ポイン

ト）
申請書に記載された内容について、マイナンバー

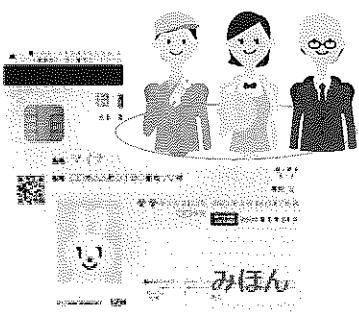
申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、印鑑登録証明書と健康保険被保険者証で身元（実在）確認を行います。

（ポイン

ト）
申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、印鑑登録証明書と健康保険被保険者証で身元（実在）確認を行います。

（ポイン

ト）
申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、印鑑登録証明書と健康保険被保険者証で身元（実在）確認を行います。



みほん

【例2】個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認

【ケース】事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受けた場合に、顧客に対し個人識別事項を印字した個人番号の提供を依頼する書類を送付し、顧客がその書類に通知カードやマイナンバーカードの裏面（通知カード等）の写しを貼付して返送する方法。

【ケース】事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受けた場合に、顧客に対し個人識別事項を印字した個人番号の提供を依頼する書類を送付し、個人番号利用事務等実施者自身が送付した書類で個人識別事項が記載されたものが返送される必要があります。

顧客がその書類に通知カードやマイナンバーカードの裏面（通知カード等）の写しを貼付して返送する方法。

【ポイント】個人番号の提供依頼書類に印字するための情報（個人識別事項）の取得時など依頼書類を送付するまでに送付する相手方が本人に相違ないとの確認を事業者が行っていることを前提としています。

【ポイント】従業員が勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、勤務先のとりまとめ担当者が知覚により従業員の身元（実在）確認を行う方法。

【例3】知覚による身元（実在）確認

- 個人識別事項は印字することが前提ですが、個人番号利用事務等実施者が

とを確認する」とにより、身元（実在）確認を行います。

個人番号利用事務等実施者自身が送付した書類で個人識別事項が記載されたものが返送される必要があります。

【ポイント】個人番号の提供依頼書類に印字するための情報（個人識別事項）の取得時など依頼書類を送付するまでに送付する相手方が本人に相違ないとの確認を事業者が行っていることを前提としています。

【ポイント】従業員が勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、勤務先のとりまとめ担当者が知覚により従業員の身元（実在）確認を行う方法。

【例3】知覚による身元（実在）確認

- 個人識別事項は印字することが前提ですが、個人番号利用事務等実施者が

とにより本人に相違ないことが判断できますので、国税花子さんから身元（実在）確認書類の提示を求めめる必要はありません。

国税花子さんから身元（実在）確認書類の提示を求めめる必要があります。

【ポイント】従業員の国税太郎さんは、自宅で妻（控除対象配偶者）である国税花子さんの通知カードにより個人番号を把握（確認）します。

【ポイント】マイナンバーカードの裏面で身元（実在）確認書類の提示を求める必要はありません。

【例4】メールにより個人番号の提供を受ける場合の本人確認

- 事業者が講演会の講師に対して謝礼を支払い、法定調書の提出が必要となる場合に、講師がイメージデータ化した本人確認書類をメールにより送信することで、事業者が個人番号の提供を受ける方法。

法第224条第2項等）又は国税庁告示で定めるものと同程度の身元（実在）確認書類（運転免許証、写真付き学生証等）による確認を行っている個人識別事項を管理している個人識別事項を照合できる場合には、個人識別事項を印字したもののとして取り扱って差し支えありません。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、国税太郎さんと国税花子さんは、国税太郎さんの通知カードの提示等により国税太郎さんの個人番号のみ確認します。

【ポイント】従業員の国税太郎さんは、自宅で妻（控除対象配偶者）である国税花子さんの通知カードにより個人番号を把握（確認）します。

【ポイント】マイナンバーカードの裏面で身元（実在）確認書類の提示を求める必要はありません。

【例4】メールにより個人番号の提供を受ける場合の本人確認

- マイナンバーカードの裏面で番号確認を行います）、改めて個人番号の提供を受ける必要はありません（税法上、個人番号の告知を受ける必要があるとされている場合を除く）。

個人番号が記載されていますが、国税花子さんの個人番号は国税太郎さんが自宅で確認済です。そこで、とりまとめ担当者は、国税太郎さんの通知カードの提示等により国税太郎さんの個人番号のみ確認します。

詳しくは、国税庁HPを参照下さい。<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>

税務署からのお知らせ

年末調整説明会での説明事項は、国税庁ホームページで確認できます！

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

＝ Web-TAX-TV（インターネット番組「税に関する動画」）＝

年末調整説明会での説明事項をWeb-TAX-TV（インターネット番組）で放映しています。「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス (<http://www.nta.go.jp/webtaxtv>) からご利用ください。

また、インターネットの利用環境がない方には、税務署においてWeb-TAX-TVと同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」のCD又はDVDの貸し出しを行っています。

貸し出しを希望される場合は、当税務署（法人課税部門）までお問い合わせください。

＝ 年末調整がよくわかるページ ＝

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス (<http://www.nta.go.jp/gensen/nencho>) からご利用ください。

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

マイナンバー 法人番号でわかる、つながる、ひろがる

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入され、個人番号や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されています。

法人番号は利用範囲の制約がなく、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

国税庁法人番号公表サイトでは、利用者の皆さまが、法人番号を利活用しやすいように「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本三情報（商号又は名称・所在地・法人番号）を調べることができますほか、基本三情報のデータを無償で提供しています。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) からご利用ください。



11月と12月は「宮城一斉滞納整理強化月間」となります

～宮城県市町村合同公売会 in 登米の開催～

宮城県では、東日本大震災からの復興や地方創生に向けた各種施策の財源を確保するため、11月と12月の2ヶ月間を「宮城一斉滞納整理強化月間」と位置づけ、市町村と連携した徴収対策を集中して実施及び広くPRすることにより、納税者の徴収に対する理解を促進することとしています。

この期間中は、当事務所においても登米市と連携し、個人住民税に係る共同催告書の発送を行うほか、財産の差押を強化するとともに電話や文書、訪問による催告などを重点的に実施します。

また、コンビニ等へのポスター掲示や県政だよりへの掲載、県政ラジオ番組での放送などを通じ、この取組を広く周知する予定です。

強化月間中の大きな催しとなる「宮城県市町村合同公売会」が、今年は登米市内で開催されます。

今回で3回目を迎えるこの公売会は、県や市町村で差押えた動産を一同に集めて一斉に売却するもので、落札物は、その場で持ち帰ることができます。

日時等については、以下のとおりですので、お知り合いの方々にお声をかけていただき、大勢の方の御来場をお待ちしております。

○日 時：平成28年11月12日(土)

午前9時開場予定

○会 場：登米市迫体育館

(登米市役所隣)

○出品物：約150品程度

○公売方法：せり売り、入札

宮城県市町村合同公売会



■日時：平成28年11月12日(土) 午前9時00分より開場

■会場所：登米市迫体育館
(登米市迫町佐沼字中江2丁目6-1)
※会場には、土足で入れませんので、上履きをご持参下さい。
※駐車場は、登米市役所の駐車場が利用できます。

 <p>見積価額 5,000円</p>	 <p>見積価額 8,000円</p>
●お問い合わせ ○宮城県税務課 電話022-211-2326 ○宮城県地方税徴収対策室 電話022-211-6682	

当事務所では、日頃から公平・公正な税務行政を進めるため、納付されない方への適切な滞納処分を実施し、納期内納付や自主納税、個人住民税の特別徴収の推進に努めていますので、登米法人会様をはじめとする関係団体等の皆様の益々の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

法 人 会 ト ピ ュ ク ス

平成二十八年度 税務研修会を開催

法人会恒例の平成二十八年度税務研修会が、九月十四日登米市迫町のホテルニューグランヴィアを会場に開催されました。

講師には、七月十日に赴任されて間もない佐沼税務署鈴木芳樹署長、吉川幸浩統括国税調査官のお二人をお招いての研修で、鈴木署長は「税務雑感」と題した講話、吉川統括官からは「平成二十八年度税制改正のポイント」についてお話しをいただきました。



鈴木署長



吉川統括官



講師には、A I U 損害保険(株)高橋リスクコンサルティング部長と社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員大江広満氏を招き、この制度への対応ポイントを解りやすく、熱心に解説していただきました。

講師には、A I U 損害保険(株)高橋リスクコンサルティング部長と社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員大江広満氏を招き、この制度への対応ポイントを解りやすく、熱心に解説していただきました。

ストレスチェック・雇用トラブル対策セミナー開催

近年、中小企業でも社員に安全な職場環境を提供する義務が問われ、会社は様々な労災リスクを抱えることとなりました。

このような背景のもと昨年十二月にストレスチェック義務化法が施行され、この制度の内容と雇用トラブルの事例を学びながら企業での対応を図ろうと、登米中央商工会、A I U 損害保険(株)と共に開催で対応セミナーを開催。

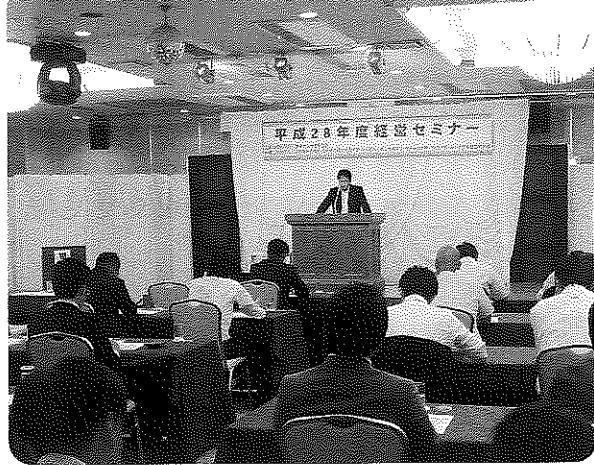
法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス



第30回全国青年の集い ～北海道大会～に参加

さる9月9・10日の2日間、第30回全国青年の集い～北海道大会～が、旭川市「大雪アリーナ」を会場に開催され、「Be Ambitious! Do Action!」の大会スローガンのもと、全国より約2400名もの法人会青年部会メンバーが集結。

租税教育活動プレゼン、部会長サミット、大会式典、記念講演等が実施され、全国の仲間と交流を深めながら活動意義の再認識を図りました。



青年部会 経営セミナーを開催

青年部会では、部会員の経営知識の向上を図ろうと、今後の経営戦略の一つ「グローバルビジネス」について、7月26日、ホテルサンシャイン佐沼を会場に経営セミナーを開催。

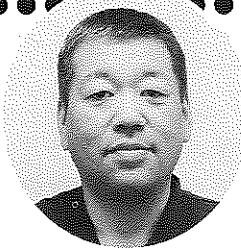
講師にはJETRO仙台事務所 桑原 繁氏、協アーバンプランニング仙台事務所 平田 崇久氏の両氏を招き、アジア地域への事業展開や外国人労働者の将来活用の利点などについて勉強いたしました。

法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス 法人会ピックス



会員企業リレー vol. 10

「自立した生活へ 歩く歩けるを応援」



《石越支部》

株式会社 サイキ
代表取締役 稲邊祐幸氏

「東日本大震災で被災した地域の人々の再起をお手伝いしたい」と話す(株)サイキ様を訪問しました。

稻邊社長さんの介護事業に携わるキッカケをお聞きしますと、仙台市にある「赤門鍼灸柔整専門学校」で整復士資格を取得した後、当初仙台圏での病院勤務が開業を計画していたそうで、進路決定前、実家石越に帰った折、知り合いからぜひ地元で開業をと、敷地を準備、要請されたのがキッカケで、平成5年7月「いなべ接骨院」を開業。

その後、通院する方々が歳を重ね、次第に歩けなくなってきた現実から、機能訓練に特化した施設運営を考えていた矢先、東日本大震災に遭遇。お世話になっている地域の人達が、この震災から“再起”できるようにとの願いを込めて、社名を「サイキ」とし、平成23年6月「デイサービス希望の郷」を設立したそうです。

この施設の入所者は、機能訓練強化型「デイサービス希

望の郷」14名、宿泊対応型「ケアセンター希望の杜」ディ20名、宿泊7名と小規模事業所ですが、キメ細かな目配り・気配りができますと話されました。

今後の課題は、年々厳しくなる介護保険事業で、経営理念に掲げている「地域に密着したサービス」の「質」が低下しないよう心掛けていると結んでくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



経営方針

人間らしい自立した生活を送る「歩く歩ける」「いきがい」を追求し、地域に密着したサービスを提供する



会員交流ゴルフ大会2016を開催

去る9月13日、一関カントリークラブを会場に、会員交流ゴルフ大会2016を開催しました。

当日は、あいにくの雨模様でしたが、参加した24名の会員企業の皆さん、優勝をめざして熱心にプレーされました。 成績は次の通りです。(敬称略)

- ◇優 勝 後藤 昌義 NS 60.4 (㈲モードステーションごとう)
- ◇準優勝 高田 次雄 NS 66.4 (㈱高田商店)
- ◇第3位 千葉 政典 NS 68.4 (㈱千葉モータース)

婚活支援 とめこんGO!を企画

青年部会では、登米市内の未婚男女の出会いの場を提供する「とめこんGO!」を企画。

10月16日、ホテルニューグランヴィアに男女19名が出席し、グループでの郷土料理「はっとづくりや食事パーティ、フリーマーケットなどで交流を深め、参加者は少なかったものの4組のカップルが成立。お世話役の青年部会員は、大変喜んでおりました。

登米法人会 事務所を移転！

東日本大震災により、仮設事務所（登米市迫町佐沼字上舟丁12番地8）に移転しておりましたが、10月19日(水)に、下記の住所に事務所を移転しましたので、お知らせいたします。

なお、電話・FAXは変更ありません。

記

- ◇住所 登米市迫町佐沼字萩洗二丁目2番地4
(佐沼酒販会館 2F)
- ◇電話 (0220) 22-6617
- ◇FAX (0220) 22-1366



今年も佐沼夏まつりに参加

女性部会では、社会貢献活動の一環として、市内のお祭り協力ができればと、平成二十四年度より佐沼夏祭り手踊りパレードに参加。大勢の見物客でにぎわう一帯通りを「ホイヤッサ！」と元気な掛け声をあげながら、おいたこロックと佐沼音頭で往復し、盛り上げ役に精一杯頑張りました。



登米法人会 第8回パークゴルフ大会開催

今年度、第8回目となるパークゴルフ大会は、大崎市田尻の「加護坊パークゴルフ場」を会場に開催。小雨が降る中で熱戦が繰り広げられ、4名の方がホールインワンを出すなど盛り上がった大会となりました。成績は、次の通り（敬称略）

- | | |
|-----------|---------|
| 優 勝 高田 貞子 | スコアー 95 |
| 準優勝 門脇 悅子 | スコアー103 |
| 第3位 伊藤 吉郎 | スコアー105 |



女性部会 第2回健康づくりセミナーを開催

女性部会では、今年度2回目となる健康づくりセミナーを開催。「こころの健康」と「自分自身の介護予防」に焦点をあて、登米市市民生活部健康推進課の保健師細浦育子氏に講師を務めていただきました。登米市は、以外にも自殺死亡率が高く、日々のコミュニケーションで、まわりが気づき、躊躇せず病院を受診すること。また、認知症予防には、頭で考える行為が大切で、時計や漢字のクイズで頭の体操をし、とても有意義なセミナーとなりました。